利用者登録から出店までの流れ

事業者

- 「キッチンカー等事業者登録（更新）申請書」等の必要書類をそろえて動植物園課に事業者登録を申請

動植物園

- 申請を受けて登録の可否を審査
- 審査の結果を事業者に通知

事業者

- 「都市公園制限行為許可申請書」「出店希望日申請書」の提出　※窓口に持参ｏｒメール

出店日の前々月の１日～１５日

動植物園

- 出店希望の集計及び出店日の決定（希望多数の場合は抽選を実施）
- 「都市公園制限行為許可証」「出店日決定書」を作成
- 「出店日決定書」を各事業者にメールで交付

事業者

- 動植物園の窓口にて出店料金を支払い

動植物園

- 「都市公園制限行為許可証」「領収書」を交付

出店日の前々月の１６日～末日

事業者

- 許可エリアにキッチンカー等を出店（作業可能時間8:45～9:15）
- 営業開始前に動植物園窓口に開始の報告
- 閉園後に撤収（搬出時間16：30～17：00）

出店日当日